

デイドロの『アベ・ガリアーニ  
弁護論』について

竹村 孝雄

1

デイドロがその死（一七八四年）に際して愛娘ドゥ・ヴァンドゥール夫人に遺した未刊の自筆原稿を含む一群の手写本——以下、「ヴァンドゥール家文書」という——は、一九三七年來の『タランベールの夢』の原稿の行方を追求することにはじまったデイークマンの努力が結実して、一九四八年、ついに発見され、ついで一九五一年、その目録が公にされた。この貴重な資料は、一九五四年以降、パリ国立図書館の所蔵するところとなり、一般に公開されるにいたった。ところでこの文書のなかには、ガリアーニ (Galvani, F.; 1728～87) の『小麦取引に関する対話』(Dialogues sur le commerce des bleds, Londres [Paris], 1770) に対するモレル (Morellet, A.; 1727～1819) の批判、『小麦取引に関する対話を題する著作に対する駁論』(Réfutation d'ouvrage qui a pour titre Dialogues sur le commerce des bleds, Londres [Paris], 1770) を反批判したデイドロの未刊の作品が含まれていた。しかしながらこの草稿

はデイドロ自身の自筆の原稿ではなく、しかもいずれもそれぞれ別人の筆耕者の手になる四種類の写稿というかたちで、そのうちの三種類のものはヴァンドゥール家文書の中核をなす写稿本の第二五、三五、三七の諸巻に収録され、残る一つは未製本のままの写稿のなかに属していた。この作品を最初に公刊したブノーは写稿本第二五巻所収のテキストを採用したが、最近の『デイドロ政治著作集』の編者ヴェルニエールは、第三五巻所収のテキストに依拠している。

この四種類の写稿の相互の関係については、デイークマンがその『目録』のなかに注記している一応の考証の結果によれば、つぎのようになる。まず第三五巻所収のテキスト——そのタイトルは Notes sur un ouvrage intitulé Réfutation de l'ouvrage qui a pour titre Dialogues sur le Commerce des Bleds となっている——は、他の写稿に比べるとモレルの著作からの引用を豊富に含み、それぞれ論駁が試みられており、他方、全般的な文調はいわば「衝動的で攻撃的かつ人身攻撃的」であって、「客観的な批判」の姿勢を欠いている。その意味でこの写稿は、少なくともデイドロの自筆原稿に最も近いものと推定される。つぎに第三七巻所収のテキストは、ドゥ・ヴァンドゥール夫妻の手による削除ないし訂正・加筆や、おそらくは筆耕者の責任によると思われる若干のヴァリアントがみられる。ドゥ・ヴァンドゥール夫人が手を加えた箇所は、その大部分がテキストの「余りにも人身攻撃的で直接的な」表現の箇所であって、それは「公刊を意図して」試みたものと推定さ

れ得る。しかしタイトルは第二五巻所収の写稿のそれと同一であり、本文も明らかにそれを基にして手写されている。

これに反して第二五巻所収のテキストと未製本のそれとは、まずタイトルからして前記二つのテキストと異なっている。すなわち新しいタイトルは、これも *Apologie de l'abbé Galiani ou Réponse à la réfutation des Dialogues sur les Bleds par l'abbé Morellet* である。この二つの写稿を比較すると、まず未製本の写稿についてはタイトルの末尾の「アベ・モレレによる」(par l'abbé Morellet) という部分がドゥ・ヴァンドゥール夫妻の加筆するところであるばかりか、本文中の欄外に主としてドゥ・ヴァンドゥール夫妻の筆蹟でモレレの著作の該当ページやその一節の引用が注記され、それと同時に内容の排列が改められていることがわかる。これに対し第二五巻のテキストは、右の未製本の写稿にもとづいて作成されたであろうことは疑問の余地がない。わずかに若干の訂正が、写稿作成時よりかなりの年月を経て、何者かの手によって行なわれている。

このようにみてくると、ディドロの『アベ・ガリアーニ弁護論』——以下、『弁護論』と略記する。同じように、ガリアーニの作品については『対話』、モレレのそれについては『駁論』の略称を用いる——には、大別して *Notes* の段階(第三五、三七巻所収のテキスト)と *Apologie* の段階(残りの二つのテキスト)とがあること、そしてブノーとヴェルニエールは、それぞれ最後の段階のテキストと最初の段階のそれとを採用して

いることがわかる。少なくともディークマンの考証によるかぎり、右にみてきたような写稿の推移にディドロ自身の関与が確かめられない以上、われわれはヴェルニエールが公刊したテキストに依拠しながら検討を進めていきたい。

ところで『弁護論』の発見は、ディークマンの言葉を引用すれば、「経済学者としてのディドロについての新しい照明をなげかけるものであり、この問題領域におけるかれの関心の在り方についてわれわれの「既成の」観念の変更を迫るもの」ということができよう。周知のようにディドロは、『百科全書』の本文一七巻(1751)のなかで数多くの政治・経済関係の項目を執筆し、また晩年(一七七三、一七七四年)のオランダを経由したエカチエリーナ二世訪問の旅を契機に執筆された作品には、ディドロの政治・経済思想を理解する上で貴重な資料が秘められている。しかしながら一般にディドロの政治・経済思想の研究は、ディトロ研究史上、最も立ちおくれしている分野の一つであり、とりわけ晩年の思想については、その傾向が著しいといわなければならないであろう。『百科全書』におけるディドロの政治・経済思想については、戦前においてもユベールの研究をはじめとする若干の研究もないではなかったが、戦後におけるわが国、京大人文科学研究所の共同研究『フランス百科全書の研究』(東京・一九五四年)における政治思想や経済思想の分析、とりわけブルースト(Proust, J.)の技術関係の項目をも含めた実証的な分析、『ディドロと百科全書』(Diderot et l'Encyclopédie, Paris, 1962)によって、飛躍的な前進を示

した。しかしながら『百科全書』本文編纂の時期以降については、戦後においても筆者の知るかぎりブノーがその編纂した『ディドロ政治論集』に付した序論が一つのパーズベクティヴを与えてくれているに過ぎない<sup>(1)</sup>。この意味では、わが国における小場瀬卓三氏の研究や、とくに『弁護論』を革命直前のフランス初期産業資本の立場からするフィシオクラット批判として歴史的に位置づけた河野健二、吉田静一両氏の業績は、貴重な先駆的研究といわなければならぬ<sup>(2)</sup>。本稿は、これらの研究に負いながら、筆者の今後の研究を進めるための覚書として、筆者なりの若干の考察を試みようとするものである。

(1) Dieckmann, H.: Inventaire du Fonds Vandeuil et inédits de Diderot, Genève et Lille, 1951.

(2) Cf. Bibliothèque Nationale: Nouvelles acquisitions latines et françaises du Département des manuscrits pendant les années 1951~1957. Inventaire sommaire par S. Solente, Paris, 1960.

(3) 実際に刊行されたのは、一七七四年末のことであって、チュルロが財務総監に就任(同年八月)した後のことである。筆者が参照し得た一橋大学図書館所蔵の初版本は、扉のページには一七七〇年と刊行年が記載されているが、「結言」にひきつづいて一七七四年一月付の「新結言」を掲載しており、そのなかでモレル自身、印刷が完了したのは一七七〇年四月のことであったが、「著者には測り知れない諸理由」が公刊を妨げた、と述べている。この

「諸理由」とは、一七六九年二月、財務総監に就任し、チュルロに代るまで在任したアベ・テレーの存在であったことは間違いない。テレーは、穀物の輸出の自由に反対であった。

(4) Dieckmann: op. cit., pp. 62—63, 86, 90, 114.

(5) Benot, Y.: Un inédit de Diderot, dans "La Pensée", No. 55 (mai~juin, 1954), pp. 3~35. なおブノーは「ヴァンドゥール家文書」に三つの写稿があるとしている(p. 8)が、これは誤りである。

(6) Diderot: Oeuvres politiques. Textes établis avec introductions, bibliographies, notes et relevé de variantes par P. Vernière, Paris, 1963, pp. 59~124. なおこの版には、四つの写稿のそれぞれ第一ページが写真版で収録されている。後に本文中に掲げる写稿のタイトルは、この写真版のそれによる。

(7) ヴェルニエールは、自己の採用したテキスト以外の写稿にみられる慎重な配慮は、ディドロにふさわしくなく、ディドロのあざかり知らぬことと思われるので、ブノーの方針——写稿の最終段階のものを選ぶという——には従えないとし、さらにブノーにテキストの読み違い、脱漏のあることを指摘している。両者のテキストを、ヴェルニエールのヴァリアントの注記を参照しながら読み比べてみると、理解に苦しむ箇所が若干みうけられるが、それがあるいはヴェルニエールの指摘したブノーのテキストの欠陥で

あるかも知れなう。

- (8) Dieckmann: op. cit., p. 63.  
 (9) Hubert, R.: Les sciences sociales dans l'Encyclopédie. La philosophie de l'histoire et le problème des origines sociales. Paris, 1923.  
 (10) ヴァルルーは、『百科全書』編纂の時期以降のデイドロの政治・経済思想へのパスネクティヴがないことを、この優れた研究の欠陥の一つ、むしろ諸欠陥を生み出す原因とみている。 Cf. Varloot, J.: Sur Diderot et l'Encyclopédie, dans "La Pensée", No. 111 (sept.~oct., 1963), p. 95.  
 (11) Benot, Y.: Diderot et la politique de l'Encyclopédie au manifeste philosophique, dans "Diderot: Textes politiques" (Les Classiques du Peuple), pp. 7~59.  
 (12) それぞれ代表的な書物に限定してあげると、小場瀬卓三『デイドロ研究』(上)・一九六一年、河野健二『フランス革命とその思想』・一九六四年、吉田静一『フランス重商主義論』・一九六三年。

2

一七六九年五月、ガリアーニは、突然、本国への召還命令を受けたが、四週間の滞在延長に成功して『対話』の後半を書きあげ、後事をデビネ夫人とデイドロに託して一〇年におよぶ駐

仏ナポリ王国大使秘書としてのパリの生活に別れを告げ、帰国した。デイドロはこの作品の訂正と校正とをひきうけ、一七七〇年初頭、公刊にこぎつけた。『対話』は八つの対話に分れており、当初、穀物取引の自由に賛同していた侯爵が、騎士すなわちガリアーニの批判的な立場にひき入れられていくという大筋になっており、第五の対話以降は行政の実際にたずさわって日の浅い、向学心に富む若い官吏を登場させてヴァライティを添えている。デイドロの言葉をかりれば、これらの登場人物は「社会〔の現実におけるもろもろの立場の〕代表者」の役割を与えられている。

ところで八つの対話には、第一の対話の「一七六八年一月一日」にはじまり、第八の対話の「二月一日」に終る日付が付されている。このことは『対話』の内容が、事実上、デイドロやガリアーニなどが参集していたドルバック男爵のサロンで、一七六八年末に議論されたことであるという推定を試みたくなる誘因となるのであるが、それを裏付けるようなデイドロの書簡が残っている。すなわちかれは、一七六八年一月二日付のソフィ・ヴォラン宛の書簡において、ガリアーニが展開した穀物取引の自由の問題をめぐる所論を畏敬の念をもって傾聴したことを率直に物語りながら、「その考えを公にするよう」勧めたことを報じているが、すでにそれより一〇日前の同じソフィ宛書簡で、ガリアーニの「風変わりな」議論につきどのように紹介している。

「かれは、穀物の輸出を激しく批判しました。その論拠はま

ことに耳新らしいものです。すなわち人間の統治において立派な法律を施行するに足る頭脳を欠く場合には、常に、最も有益な諸工夫をもつてもろもろの不都合に備えながら悪法を存続させなければならぬ、ということなのです。かれはひじょうに風変わりな理由でもって農業に与えられている優遇策を非難しました。かれはいうのです。農業は、諸条件のうちで最も重要なものであった。そして農業を不振ならしめるには四、〇〇〇年の年月を要したのであり、この不振から農業を救済すべく努めることは、貴族をなくし、王をして、一二人のパン屋を従えて高等法院に乗りこませようとするに等しい、と。

この「風変わりな」説明のなかには、原理的には穀物取引の自由は正しいが、現状においては輸出に関して政府の規制が必要であるというガリアーニの政策的な立場が暗示されているが、農業に対する偏重——これはいうまでもなくフィジオクラットの立場である——に対する批判に関連して、ここで多少、立ち入って検討しておく必要がある。

かれは、『対話』のなかでつぎのように述べている。

「この政治国家という巨大な機械のなかにおいては、すべてが相互に依存しあい、結びつき、連鎖関係をもっており、この機械が全体として覆えされるのをみようとしなにかぎり、何もこの均衡から逃れれることはできない。農耕者がその重みによって押しつぶされるほどにこの均衡のなかで不遇におかれているならば、かれらの援助に乗りだす必要があります。しかしながら農耕者の重荷を軽減しようとして、他の人々を押しつ

ぶすようなかたちでかれらを支えてやる必要はありません。以上が政治学の難しいゆえんです。そして動揺を避け、突然の動きを避けようとするかぎり、私が何らの勧告を試みようとする理由もそこにあります。動揺は結び目とバネを破壊し、かくして機械は全体としてこわれてしまうのです。」

政治的社会において「すべてが相互に依存しあい、結びついている……」という思想は、すでにシャフツベリの書物の仏訳に付した脚注で、「宇宙においては万物がすべて一体を為している。この真理は、哲学の第一歩であり巨大な一歩であった」と述べている。デイドロの宇宙観、世界観の基礎となつた思想とまさに完全に合致するものであった。しかしながらこのような世界観が当面の具体的な問題をかかえた政治経済の問題領域において貫徹されるとき、『対話』では騎士デ・ザノビの一七六四年の法令——一七六三年五月のフランス国内における穀物取引の自由の宣言の後をうけて輸出の自由を宣言したものに對する根本的な批判となつて姿を現わすのである。

「私は、ただ一片の法令のかわりに、全体的な法典（の制定）を期待する。昔の政治、われわれの父親たちの行政、この種の政治の落し児である警察政治は、人民と君主の相互の不信の上に展開されてきた。もしも信頼が不信にとつて代れば、回転軸は別のものとなつて、機械全体を変える必要がある。……事物の新しい秩序は、私の眼前に現われてきている。……私は、あらゆる局面において、いくつかの新しい規則（の制定）を、そして輝かしい日の到来を期待せしめるいくつかな変化をみる

ことができる。私は、課税の平等、関税の統一、全国的な慣習〔法〕の樹立、各州間の多様な相違の廃棄がみられるものと期待している。」

穀物取引の自由化のもたらした穀物価格の高騰——人民の貧困・窮乏化に対するガリアーニのベシミスティックな評価と、右の一節にみられるオブテイミスティックな見透しとの矛盾は、対話の相手の一人である官吏の追求にあうのであるが、ここでは、ガリアーニの立場が、けっきょくのところ数年後におけるチュルゴの諸改革、そしてその挫折を経てフランス革命において暴力的に遂行されなければならなかった旧体制の完全な廃棄を予感していた、ということを確認するに留めよう。いずれにせよ自然哲学的な意味では同じような世界観を自らのものにしていたデイドロは、すでに一七五一年、二三歳の若さで『貨幣について』(Della moneta)を著わしていたガリアーニの見解に、いわばわが意を得たような気持で傾倒したものと思われる。

ガリアーニが『対話』のなかで示したアブローチの方法もまた、デイドロがすでに一七五三年、『自然の解明について』で主張した「自然の観察、推論、実験」の方法の社会科学の領域への適用にはかならなかつた。そしてそれは、ガリアーニがすでにその『貨幣について』のなかで展開していたものであった。かれはいう。

「諸状況が良否双方の諸要因を含んでいるとき——それは人間の活動のほとんどの面で見られることなのだが——それらの

諸要因の双方を正しく考慮に入れなければならない。最も大きな要因から最も小さな要因を推論し、どちらが〔さしあたって〕最も重要か、その重要な度合はどの程度か、を知らなければならぬ。」「人々の誤まりは唯一つ、いくつかの実例とその実例が見出された状況には適用されない推論とにもとづくことである。……私は何ものにも加担しない。人が不条理な考えに陥入らないことのみ賛同する。」

デイドロは、このガリアーニの方法論を弁護して、モレレが「最も自然的な歩みは、何よりもまず一般的な原理、すなわち最も多くの事例に適用されるそれを求めることであることは明らかである。ただし、ひきつづきこの原理が蒙らなくてはならない諸例外を認め、この例外のよってくる諸原因を探求すべきである」とするのに対し、反批判して帰納的な方法を主張する。

「だが私には、科学や生産技術においてはまさにあなたのそれとは逆の方法があるように思われる。個々の事例からはじめるのだ。それ自体において検討され、あるいは他の事例と比較された個々の事例の力で、いくつかの類似と相違とを見出し、このようにして多かれ少なかれ一般的な概念、多かれ少なかれ広汎な理論が形成されるのだ。」

ここにおいてもわれわれは、かれが『自然の解明において』で展開した方法論を再確認するのであるが、問題は、社会科学の領域においてこの方法が適用されたとき、デイドロの政治・経済思想にどのような特色をもたらしたであろうか、というこ

とである。

デイドロは、モレレの方法論における大小さまざまな一般の原理のうち、その最も根本的なものは、所有権・財産権の不可侵性という原理である、とみている。事実モレレは、ガリアーニが、国境に近い産地の小麦が外国に輸出されることによって、内陸の小麦の産地でない地方の価格が高騰が招来される可能性を指摘して、このような場合の輸出の自由への制限の要を説いている箇所をとらえて批判を加える際、最後に「さらに進んでいえば」と前置して「いっさいの財産権を踏みこむ」とを前提とすればそれは認められようが、そうすることは「その上に築かれているこの土台を覆えずことになる」という。デイドロはこれに対し、

「自由で無制限な輸出の主張の支えに、あなたはさまざま財産権の神聖な権利をもち出す。」「財産権は、個人对个人の場合には神聖である。もし神聖でなかったなら社会は解体せざるを得ない。個人対社会の場合は逆だ。というのはもし財産権が重要なものであるとしても社会にとっては神聖なものではなく、財産権の神聖という原理からは、社会にとって偉大なこと、有用なものはつくられないからである。若干の個人の財産権は、たえず社会の富裕化、その力および安全のための真の手段をさまたげるがゆえに、それは人々の全体への視点をさえぎり、社会を破滅に向かわしめるのである」

と述べている。デイドロはこれより先、『百科全書』編集の時期に、所有権の本質を、一方ではロックの自然法思想をうけい

れて労働の果実としておさえるとともに、他方では旧来の封建法的な理解、すなわち「最初の占有者の権利」とする考え方の併存を示していた。それと同時に、たとえば生産物の分配の視点から、右に引用した『弁護論』における公益の立場からする財産権制限の可能性を示していた。

「純生産物が<sup>プロデュイナート</sup>大であり、平等に分配されていなければならないほど、良い統治である。純生産物の平等な分配は、純生産物が大きくてもその分配がいちじりしく不平等な、したがって人民を二つの階級、すなわち一つは富に溢れ、他の一つは悲惨な状態で死ぬ二つの階級を生ぜしめるような場合よりも好ましいことである」。

このように、一方では近代的な所有権の確立を是認すると同時に、他方ではそれに内在する私的な利益と公共の利益との対立・矛盾を鋭く意識するデイドロの一貫した考え方は、かれの全思想体系とどのような関わりをもつのであろうか。この問題を解決する手がかりの一つは、かれのいう「公共の利益」の意味内容をどう理解するか、ということに求められよう。しばしば指摘されるように、デイドロはいわばモラリストとして、道徳的な視点を経済問題に導入することにより経済学の領域では終始、素人の域を脱し切れなかった、といいつつ切つてしまつてもよいものであろうか。このような意味で『弁護論』における叙述をさらに吟味してみると、われわれはつぎのようなことに気づくのである。

すなわちデイドロは、モレレの意見を論駁して「公共の利益」

の問題を導入する際に、「所有権という「神聖な権利」が「公共の利益」という口実のもとに踏みこじられている現実を指摘する。断わるまでもなくモレル、そしてかれがその思想を代弁するフィシオクラットは、このような現実であるからこそ私有財産の安全を要求してそれなりに絶対王制の批判を試みるのであるが、ディドロには、逆に所有権が「公共の利益」という口実によってではなく、真にそれを理由にして犠牲に供され得るような条件を求める。かれはモレルにいう。「現在のそれとは異なった行政官・指導者、法律、統治、主権者を生みだすようにしたまえ」と。まさに問題の提起の仕方が逆になつてゐる。と同時に、「公共の利益」一般が問題とされてゐるのではなく、口実としてのそれと真のそれとが対比されていることが注目されてよい。ディドロが真の「公共の利益」と考へてゐるものは何か。この点については、所有権の起源ないし本質をなすと考へられる労働について、ディドロがどのように理解してゐるかということをも、『弁護論』の叙述に即して検討してみる必要がある。(未完)

- (31) Apologie, éd. par Vernière, p. 82.  
 (37) Diderot: Correspondance, éd. par Roth, t. VIII, p. 233.  
 (51) Ibid., p. 216.  
 (59) Galvani: Dialogues, éd. par Nicolini (Milano, 1959), p. 262.

- (71) Oeuvres, éd. par Assezat-Tourneux t. I, p. 26, n. 1.  
 (81) Galvani: op. cit., p. 240.  
 (91) Galvani: De la monnaie, traduit par Bousquet, G.-H. et Crisafulli, J. (Paris, 1955) p. 112. Cf. Bousquet, G.-H.: Esquisse d'une histoire de la science économique en Italie, Paris, 1960, pp. 27~37.  
 (93) Galvani: Dialogues, Ibid., pp. 11~13.  
 (12) Morellet: Réutation, p. 64.  
 (32) Diderot: Apologie, Ibid., p. 87.  
 (32) Morellet, Ibid., p. 40.  
 (42) Diderot: Ibid., pp. 85 et. 99.  
 (52) 「法の〔制定の〕必要を最初に感じさせたのは、労働によって獲得された財産権、もしくは最初の占有者の権利である財産権である。」Introduction aux grands principes, dans Oeuv., t. II, p. 98. ディドロの思想は、この「この所有権のたまたまの方の、比重量は前者である。この量にたいして」 Cf. Proust; Diderot et l'Encyclopédie pp. 434~36.  
 (82) Article "Homme", Oeuv. t. XV, p. 139.  
 (72) Diderot: Apologie, p. 85.  
 (82) Ibid.

(一橋大学大学院元学生)